

令和5年9月26日

関係団体御中

こども・若者の性被害防止のための啓発等の周知について

日頃より、経済産業行政へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年7月26日「第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議にて、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が決定されました。同パッケージでは、こども・若者に対する性犯罪・性暴力の根絶を切望する社会全体の声を真摯に受け止め、その実現のため、「加害を防止する強化策」、「相談・被害申告をしやすくする強化策」、「被害者支援の強化策」の三つの強化策を掲げ、これらを速やかに実施することとしています。

同パッケージでは、本年の8月及び9月の2か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」とし、期間中、①加害の抑止（今般の刑法改正等の趣旨・内容等の周知徹底）、②相談窓口の周知、③こどもや若者への性犯罪・性暴力を見逃さない機運の醸成（第三者が被害に気付いたときの適切な対応、二次被害の防止等）の観点から、政府を挙げた啓発活動を集中的に実施することとしており、関係機関・団体の皆様におかれましては、各機関・団体内で周知いただくななど、この活動が広く実施されるようご理解・ご協力をお願いします。

【参考資料1】

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日「第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」及び「第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」の合同会議決定）（抜粋）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

(4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

② 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用等により、プライベートゾーン等について、分かりやすく、親しみやすい形での啓発を行うキャンペーン活動を実施する。（こども家庭庁、文部科学省）

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

(3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

① こどもの被害については、最も身近な立場にある保護者が、被害に遭ったことのサインを見逃さないこと、被害の聞き取りの過程でのこどもの記憶への影響（いわゆる「記憶の汚染」）を避けることや、速やかに専門機関に相談すること等を含め、的確に対応することが求められる。さらに、性被害がこどもに与える影響やトラウマに関する基礎的な知識を持つことも重要である。このため、保護者として身に付けることが望ましい知識等について、関係府省が連携して啓発資料等を直ちに作成し、学校、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健等を通じて保護者への周知を図る。（こども家庭庁、内閣府、文部科学省）

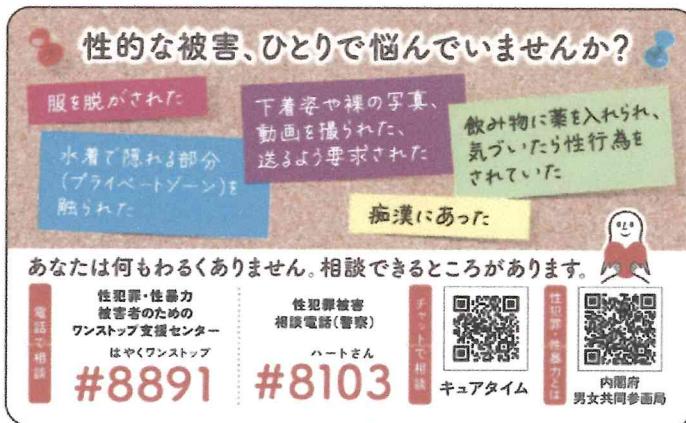
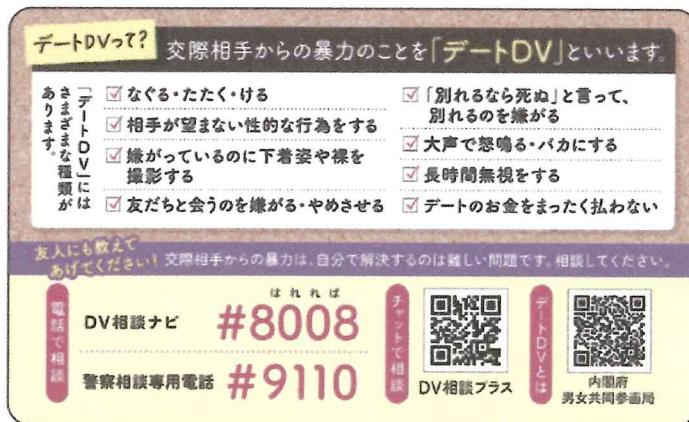
【参考資料2】

性犯罪・性暴力の被害に遭われたこどもや若者が利用することのできる相談窓口として以下があります。

- ・「#8103（ハートさん）」
都道府県警察の性犯罪被害相談電話（全国共通番号）
- ・「#8891（はやくワンストップ）」
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号）
- ・「Cure time（キュアタイム）」
性暴力に関するSNS相談
<https://curetime.jp/>
- ・「親子のための相談LINE」
SNS相談システム
<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/oyako-line/>
- ・「子どもの人権110番」
子どもの人権に関する電話相談窓口 0120-007-110（全国共通・無料）
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- ・「SNS（LINE）人権相談」
SNS（LINE）を利用した人権相談
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html
- ・「子どもの人権SOS-eメール」
スマートフォン・パソコン等から利用できるインターネット人権相談受付窓口
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

【参考資料3】

相談窓口周知のための啓発カード



なお、啓発カードについては、以下のウェブサイトからも御覧いただけます。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card

また、内閣府において、X（旧 Twitter）でもポストしております。

（ログインして御確認ください。）

<https://twitter.com/danjokyoku/status/1694564382964097535>

【参考資料 4】

こども家庭庁と内閣府男女共同参画局の共同で、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、保護者やこどもに関わる大人向けの啓発資料（別添 PDF）を作成しております。

※ 啓発資料は以下のウェブサイトからも御覧いただけます。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card

こどもたちのために できること

～性被害を受けた子どもの理解と支援～

保護者のみなさん、
こどもと関わりのある大人のみなさんへ

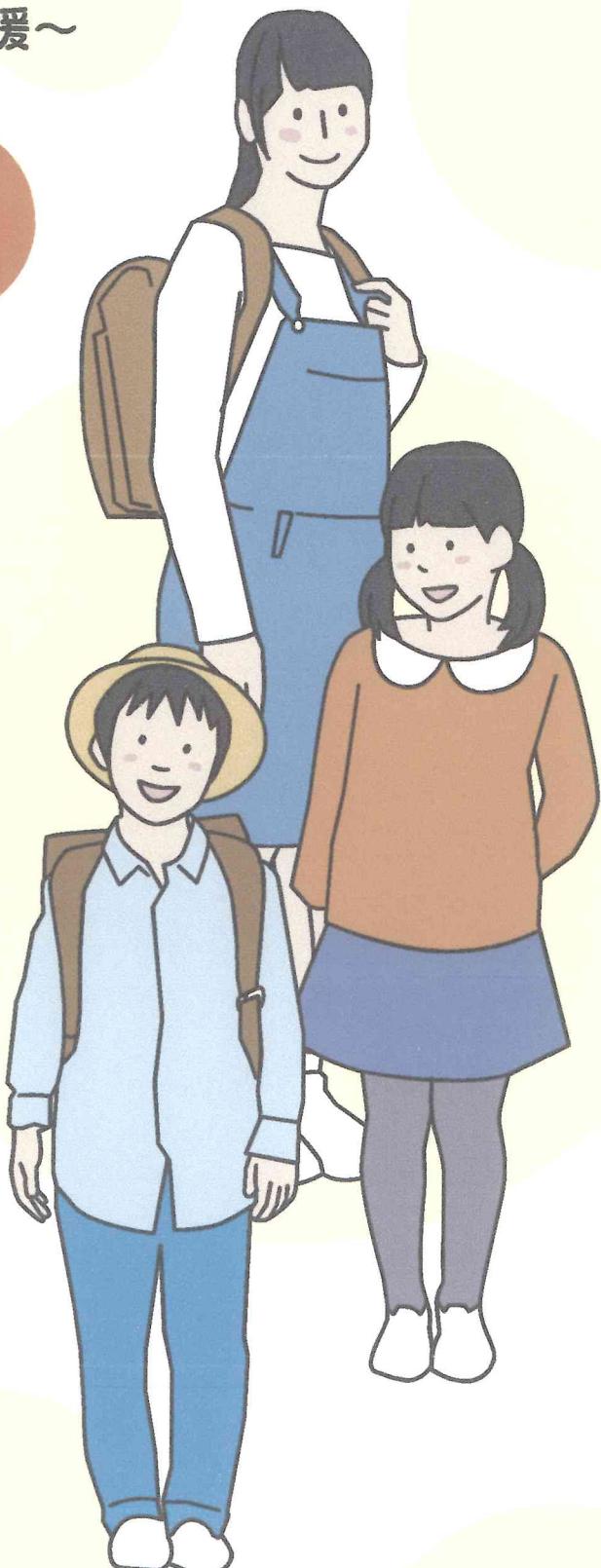
こどもへの性暴力は、身近な人でも
気づきにくいものです。
それでもみなさんにはできることが
あります。

こどもが見せるSOSのサインに
気づいてください。

そして、もし被害に気づいたら、
適切に対応することが大切です。

ひとりで抱え込まずに、相談機関等の
サポート等を受け、あなた自身のこころと
からだにも気を配りながら、
子どもの回復を支えてください。

より詳しく知りたい方は
こちらをご覧ください
内閣府ウェブサイト →



子どもの性被害

子どもに対する性犯罪・性暴力は、被害にあった当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で、子どもたちが被害にっています。



たとえば…

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)を触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るように要求された

加害者は知らない人とは限りません

- よく知っている身近な大人から(先生、コーチ、親や親せきなど)
- 友達、きょうだいから
- 交際相手から
- インターネット(SNSやオンラインゲーム)で知り合った相手から



子どもの被害は 身近な人でも気づきにくい

- 人目につかないところで行われている
- 性的な知識が少ないので、何をされているかわからない
- 家族や親しい人からの被害は、子ども自身が隠そうとすることがある
- 優しくして信頼させ、加害を継続する「性的グルーミング」による被害もある

男の子も被害にっています

男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがあります。ですが、心身の傷は深く、その後の成長に大きく影響を与えることもあります。性別を問わず、性暴力の被害にあう可能性があります。



＼こどもはなかなか被害を打ち明けられません／



被害にあったことを話すのが恥ずかしい

何をされたのかよく分からない

自分にも悪いところがあったかもしれない

大切な人を悲しませたくない

だれに、何を、どう伝えればいいのかわからない

加害者から口止めされたり、脅されていて話せない

話したら叱られるかもしれない

周囲の大人が早期に気づくことが大切です

性暴力被害を受けたときにこどもが見せるサイン

言葉にすることが難しいこどもたちは、トラウマ^{*}の反応が心身の不調や問題行動として現れることがあります。特に、問題行動については、その背景にあるトラウマを理解することが重要です。

*心的外傷、心の傷のこと

からだの
変化

- 頻尿、夜尿
- 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など)
- 不眠など(ひとりで眠れない、怖い夢を見る、夜更かし、朝起きられない、睡眠時に叫び声を上げるなど)
- 性器の痛み、かゆみ
- 食欲不振、過食

こころの
変化

- ふさぎこむ、元気がない、無気力
- 過剰に甘えようとする
- 集中力の欠如
- 情緒不安定
- 周りの人が信じられない

行動面の
変化

- 落ち着きのなさ
- 物を壊す
- 勉強に集中できない、学力不振
- 非行(飲酒、喫煙、家出など)
- 自傷行為、リストカット
- 性的なことを避ける(性的忌避)
- 人との距離が近い、不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す
- 性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る

被害を受けたこどもへの対応

●「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

・話を疑ったり否定しないでください。

・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。

・話している途中に気分が悪くなったり、疲れたりしたら、休んでもいいよと伝えてください。

●こどもが必要なケアを受けられるようにしてください。

・こどもの安全を確保して、こどもの同意を得てから、からだに傷などがないか確認してください。

・被害直後の場合は、すぐに相談機関に連絡してください。

(緊急避妊薬の処方、感染症検査、証拠採取等のため、医療機関の受診が必要となる場合があります。)

「記憶の汚染」を知っていますか

こどもに聞きすぎないでください

繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。なるべく早く警察、児童相談所、ワンストップ支援センターなどの専門機関や専門家に相談してください。

保護者や大人のみなさんへ

＼ あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください ／

日頃からできること

幼児期から
次のことを
伝えてください。

- 水着で隠れる部分(プライベートゾーン)は見せない・触らせない
- 相手のプライベートゾーンを見ない、触らない
- イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいい
- イヤなことをされたら、すぐに大人に相談する
- 自分は大切に扱われるべき存在で、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であること

学校では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」を行っています。幼児期や小学生向けの動画教材などがあり、ご家庭でも活用いただけます。

文部科学省
ウェブサイト



●こどもの異変やSOSに気付けるような関係・環境をつくるために、日頃からコミュニケーションをとり、こどもの気持ちをよく聞いてください。



電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ

#8891

ワンストップ支援センターで受けられる支援



相談



医療的支援



心理的支援



同行支援



法的支援



関係機関と連携した支援

性犯罪被害

相談電話(警察)

ハートさん

#8103

いちはやく

児童相談所

189

SNSで相談

性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」

親子のための相談LINE

親子のための相談LINE

検索



チャットでお話を伺います。年齢・性別を問いません。匿名で相談できます。
メールや外国語でも相談を受け付けます。

性犯罪の法律が変わりました
法務省ウェブサイト →



本パンフレットは、専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの関係者の意見等をもとに、内閣府男女共同参画局とこども家庭庁が作成したものです。



内閣府
男女共同
参画局

こどもまんなか
こども家庭庁